# 橿原市放課後児童クラブ長期休暇のみの利用について

橿原市放課後児童クラブ運営協議会

長期休暇のみ放課後児童クラブの利用を希望する場合は、下記により取扱いしておりますので、各放課後児童クラブへお問い合わせください。

なお、長期休暇の受け入れは、体制に余裕がある場合に限り、待機児童または原則3年生以上で過去に通算 24 か月以上当該放課後児童クラブの利用経験のある児童を優先します。当該児童を受け入れても受け入れ体制に余裕がある場合には、低学年を優先して受け入れをします。

【申し込み受付から決定まで】

※ただし、その日がクラブの閉所日の場合はその翌日以降最も早い開所日

| | 受付期間 | 書類提出期限 | 諾否決定 |
|---|---|---|---|
| 夏休み | 5月21日～5月31日 | 6月20日 | 7月1日 |
| 冬休み | 10月21日～10月31日 | 11月20日 | 12月1日 |
| 春休み | 1月21日～1月31日 | 2月20日 | 3月1日 |

1. 上記申し込み受付期間に、利用希望クラブにて利用希望の申し出を行い、利用申請に係る書類一式を受け取ってください。
2. 上記書類提出期限までに下記提出書類をそろえて利用希望クラブに提出してください。

**＊書類がそろっていない場合は受付できません。書類がそろってからの受付になりますので、期日を過ぎて提出されると優先順位が低くなる場合があります。**

提出書類

①利用申請書

②保護者の就労等の状況を確認する書類　**注）兄弟姉妹がクラブ利用中の場合は不要**

| 入所理由 | 添　付　書　類 |
|---|---|
| 1.就　労 | 入所児童保護者の就労証明書 |
| 2.自　営 | 【法人代表者の場合】1の就労になる（家族・親族が事業主の場合も同様）<br>【父・母が個人事業主の場合】<br>確定申告書（写）（確定申告をしていない場合は市県民税申告書（写））<br>注）開業したばかりで、まだ確定申告の時期が来ていない場合は、税務署に届け出た「個人事業の開業・廃業等届」（写）で可<br>※　令和7年中に開業した場合は、令和8年 2 月に申告済のため確定申告書（写）が必要<br>※　令和8年 1 月～開業した場合は、令和9年 2 月に申告のため、令和9年 2 月までの利用申請の場合は、開業届（写）で可 |
| 3.病気等 | 疾病・障がい状況確認書 |
| 4・産　休 | 母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページ（写）<br>＊利用可能期間は、産前 6 週（多胎の場合は 14 週）・産後 8 週 |
| 5.看護等 | 介護・看護状況確認書 |
| 6.就　学 | ハローワークが発行する受講指示（推薦）書（写）または就職支援計画書（写）<br>学校が発行する在学証明書等 |
| 7.就職活動 | 就職活動誓約書　　＊年度内 1 回のみ利用可能 |

③生活状況調査票A・B

※利用するにあたり特別な配慮が必要な疾病や障がいについては、必ず記入してください。支援員配置に考慮する必要がありますので、手帳または証書等をお持ちの方は写しを添付して提出してください。

④誓約書

⑤肖像使用許可について

⑥預金口座振替依頼書(web 登録済または前年度と変更がなければ提出不要)

3. 利用の諾否を決定し、郵送で通知します。

【利用承諾】

申込み受付期間の翌月末までに利用の諾否を決定し、翌々月の1日に利用承諾・不承諾通知書を郵送します。お手元に通知が届くまでには数日要しますが、書類を提出しているにも関わらず通知が届かない場合は、事務局 (☎0744-28-8001) までお問い合わせください。

**＊利用承諾通知書がない場合は利用できません。**

【利用料について】

利用料金は下記の表のとおりです。

春休み利用は3月10日、夏休み利用は7月10日、冬休み利用は12月10日に引き落としします。(10日が休業日の場合は翌営業日になります。)

利用料の引き落としができない場合は利用していただくことはできませんので、必ず引き落とし日前日までに引き落とし指定口座に入金しておいてください。

| | 利用時間 | 春休み(4月) | 夏休み | 冬休み | 春休み(3月) |
|---|---|---|---|---|---|
| 長期休暇中の基本料金 | 18時まで | 4,750円 | 28,500円 | 9,500円 | 4,750円 |
| | 注1) | 1,750円 | 8,500円 | 3,500円 | 1,750円 |
| | 18時30分まで | 5,000円 | 29,000円 | 10,000円 | 5,000円 |
| | 注1) | 2,000円 | 9,000円 | 4,000円 | 2,000円 |
| | 19時まで | 5,250円 | 29,500円 | 10,500円 | 5,250円 |
| | 注1) | 2,250円 | 9,500円 | 4,500円 | 2,250円 |
| おやつ代 | | 250円 | 1,500円 | 500円 | 250円 |
| 土曜料金 | | 500円 | 1,000円 | | 500円 |

**注1)待機児童または過去に通算24ヶ月以上当該児童クラブに入所経験がある児童**

※兄弟姉妹利用による基本料金の軽減は、長期休暇のみの利用の場合は適用になりません。

※短時間利用による利用料の減額は適用されません。

※利用料の日割り計算はできません。(途中入所・退所であっても、月額利用料が発生します。)

【超過利用料】

利用申込時間を超えてお迎えに来られた場合は、1回30分以内毎に500円を徴収します。超過利用料は超過利用の翌月15日(15日が休業日の場合は翌営業日になります。)に銀行口座より引き落としします。

＊ただし、午後7時を超えてのお迎えについては、時間外利用料が発生し、1回750円徴収します。